

議第34号

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例
京都市横大路運動公園条例の一部を次のように改正する。
別表第2 体育館の項中「3,000」を「800」に、「4,000」を「2,000」に改め、
同表野球場兼運動場（1面1時間につき）の項中「2,000」を「1,000」に改
める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、
公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例
の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 この条例による改正後の京都市横大路運動公園条例の規定は、この条例
の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る
使用料については、なお従前の例による。

提案理由

使用料の適正化を図る必要があるので提案する。